御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項第四号に掲げる」を「車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合する」に、「平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から同年十月三十一日」に、「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第三項中「検査自動車（」の下に「第一項又は」を加え、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十月三十一日）」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下の貨物自動車等又は車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車等」を「乗合自動車等又は車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下の貨物自動車」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「第九十条の十二第二項又は」を「第一項若しくは第二項又は第九十条の十二第二項若しくは」に、「平成二十九年四月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十年十月三十一日、車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車にあつては平成三十二年十月三十一日」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（第一号に掲げる検査自動車にあつては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成三十一年十一月一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十一月一日）から平成三十三年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　第一項第一号に掲げる検査自動車

二　車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四　車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十三条第五項中「及び第七十条の六第四十項」を「、第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に、「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に、「第二十七項並びに」を「第二十七項」に、「並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の七の八第十二項」を「、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項（第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。）並びに第七十条の七の九第十二項（第七十条の七の十二第十二項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同表の市町村の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十六条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「が千」を「が百」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第十七条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「ない」を「、ない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される同編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第七十五条の三第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」と、租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」とする。